

不燃ごみの出し方

透明または半透明のポリ袋に入れて出してください。
袋の口はしっかりと結んで出してください。

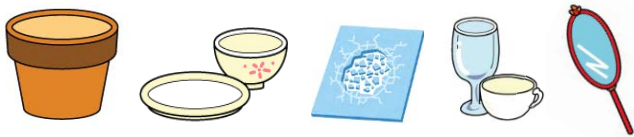
【注意】

- 割れた陶磁器、ガラス製品や刃物等の鋭利なものについては、新聞紙等にくるみ、ポリ袋に「危険」と明記して出してください。
- かさ、小型家電製品、自転車、30cm以上50cm未満のプラスチック製品については、ポリ袋に入らなければ、そのまま出すことができます。
- 「有害ごみ袋」、「黒いポリ袋」、「松戸市認定袋可燃ごみ用」、「他自治体のごみ袋」では出せません。



不燃ごみの品目

陶磁器、ガラス製品



新聞紙等にくるんで、ポリ袋に入れて「割れ物」と明記してください。
※化粧ピンや薬ピン（飲食用以外のピン）も含まれます。

刃物・ハサミなど



鋭利なものは新聞紙等にくるんで、ポリ袋に入れて「危険」と明記してください。

30cm以上50cm未満のプラスチック製品類



- 30cm未満のものは「その他プラスチックなどのごみ」に出してください。（7ページ参照）
- 50cm以上のものは「粗大ごみ」に出してください。（8～9ページ参照）

アルミ類他



アルミホイル、使い捨てカイロ、鍋焼きうどんなどのアルミなべ

珪藻土製品



厚生労働省で発表のあったアスベストを含む製品は、各メーカーでの自主回収となります。
50cm以上の製品は「粗大ごみ」に出してください。（8～9ページ参照）

スプレー缶等（飲食用以外）



中身は使い切ってください。

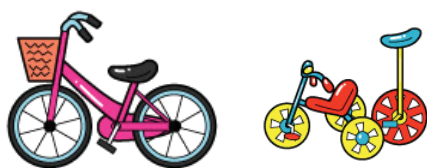
○スプレー缶
穴は開けないでください。
未使用のもの、中身が残っているものは、リサイクルセンターへ持ち込んでください。
（9ページ参照）

金属製品類



不燃ごみの品目

自転車（三輪車を含む）



自転車、一輪車、三輪車、キックボード等
「ごみ」と貼り紙をして出してください。

電動アシスト付き自転車は「粗大ごみ」です。
(8~9ページ参照)

小型家電製品類

50cm未満のもの

※小型充電式電池内蔵で取り外せない電子機器
は「有害ごみ」に出してください。
(6ページ参照)



一部例外品

ポリ袋に入るものは袋に入れてください。
入らないものは、そのまま出してください。

(80cm未満までのもの)



衣装ケース

1回の排出につき、
1個出せます。



座布団



クッション類

(その他)



カーペット類
(4. 5畳まで)

小さくたたんでひもで
縛ってください。
※たためないものは粗大
ごみです。

(大きさにかわらず不燃ごみのもの)



掃除機



扇風機
(プロペラ型)



ガステーブル



アイロン台

脚をたたんでお出してください。



風呂ふた

①蛇腹のもの…
丸めてひもで縛ってください。
②分かれているもの…
束ねてひもで縛ってください

少量の剪定枝・落葉・草

【注意】

- 剪定枝・落葉・草は、「不燃ごみ」・「資源ごみ」の日に出してください。
- 花・果実・実・茎・つる・家庭菜園の野菜は「可燃ごみ」で出してください。(1ページ参照)
→においや水分を多く含んでいるため
- ごみを野焼きすることは法律で禁止されています。

●剪定枝



●落葉・草



長さ50cm未満、太さ10cm未満にし
て、束ねてひもで縛って少量ずつ出して
ください。

「松戸市認定袋可燃ごみ用」もしくは透明または半透明
のポリ袋に入れて出してください。
袋の口はしっかりと結んでください。